

鳥取県告示第751号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第2項の規定による移動等の禁止に係る区域等の指定を次のとおり解除し、平成22年12月27日から適用するので、同規則第6条第3項の規定により告示する。

平成22年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定を解除する区域及び家畜等

平成22年鳥取県告示第696号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移動等の禁止に係る区域及び家畜等の指定について）で指定した区域及び家畜等